

**労働委員会の窓 (10月分)**

1 会議関係

○ 10月23日 第1185回愛媛県労働委員会総会

「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第12回・第8回調査結果概要について」など6件

2 集団的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不)第1号	教育, 学習支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不)第2号	製造業, 卸売業, 小売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不)第3号	教育, 学習支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不)第1号	複合サービス業	R 2. 5. 20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別的労使紛争関係

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
10月	24	37
累計(4月~)	131	204

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

**雇用のトラブルまず相談**

職場のトラブルでお困りの方、  
労働委員会に相談してみませんか？

**労働者側からの相談**

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

**使用者側からの相談**

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等  
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお  
受けします。

**愛媛県労働委員会**

**089-912-2996(直通)**

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>